

新たな稲敷市教育大綱の策定に向けて

1. 新たな教育大綱策定について

【大綱の概要】

- ①趣 旨 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図る。
- ②策 定 者 市長が策定
- ③対象期間 4～5 年程度（国の想定）
- ④教育振興基本計画との関係
 - ・既に地方公共団体として教育振興基本計画を策定している場合、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱と判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

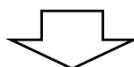
【稲敷市及び近隣自治体の状況】

- ①稲敷市の状況 稲敷市教育振興基本計画（H24.3 策定）を大綱に代える
 - ※平成 27 年度第 1 回稲敷市総合教育会議（H27.9.30）にて決定
 - ※教育振興基本計画の見直し（～H29.3）
 - ※稲敷市総合計画の見直し（～H29.3）
 - ⇒市民アンケートやヒアリング結果から市民の子育て・教育に対する意識の高まり
- ②茨城県の状況 残り 11 市町村は未策定（H28.4 現在）
 - 結城市、竜ヶ崎市、常総市、高萩市、笠間市、牛久市、つくば市、潮来市、かすみがうら市、つくばみらい市、大洗町

③近隣の状況

牛久市、竜ヶ崎市、取手市、潮来市で平成 28 年度中に新規大綱策定予定。

自治体名	大綱策定
稲敷市	教育振興基本計画（H24.3 策定）をもって大綱に代える。
牛久市	新規策定予定（H28 年度末）
竜ヶ崎市	新規策定（H28 年度末）
取手市	新規策定（H28 年度末）
潮来市	新規策定（H28.11 月）
阿見町	一部抜粋 「阿見町教育振興基本計画」のうち「施策の基本方向」を抜粋。
美浦村	美浦村教育振興基本計画をもって大綱に代える。



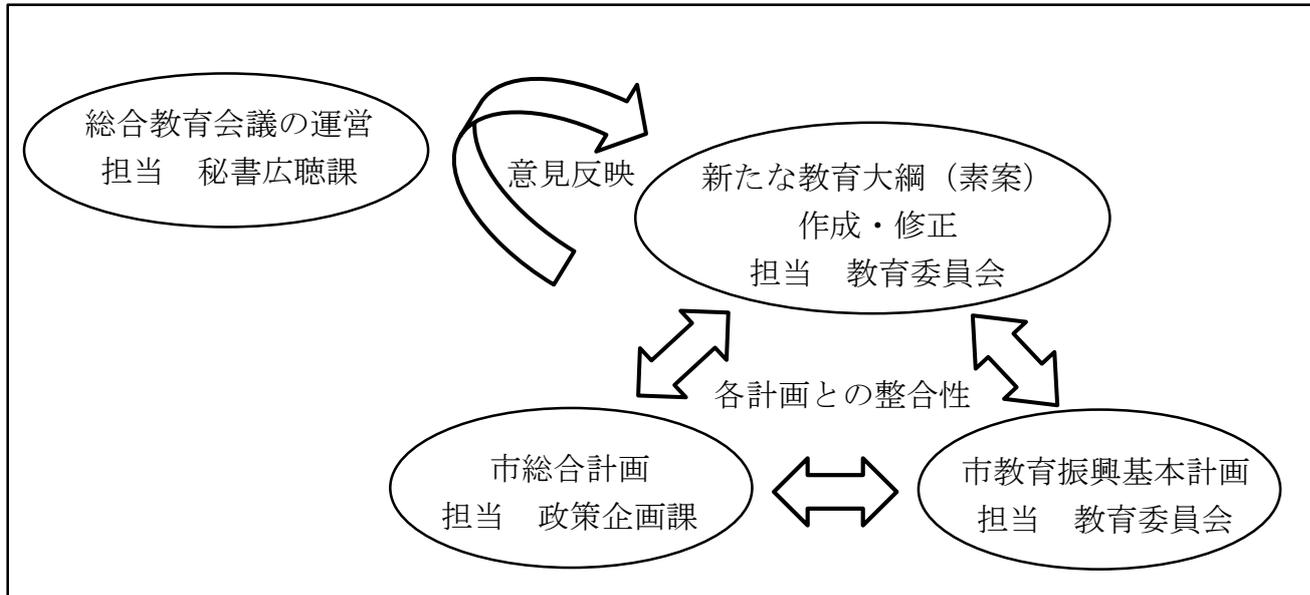
新たな教育大綱策定の必要性が高まる

2. 新たな教育大綱（素案）について

【策定体制（案）】

大綱策定にあたっては、以下の体制で進める。

- ・総合教育会議の運営 ⇒秘書広聴課
- ・大綱素案作成・修正、市教育振興基本計画との調整 ⇒教育委員会
- ・市総合計画との調整 ⇒政策企画課



【策定スケジュール（案）】

平成 28 年 7 月、8 月、12 月に総合教育会議を開催し、新たな教育大綱を策定する。

平成 28 年 7 月・・・大綱（第 1 案）を示し、各委員の意見を伺う。

平成 28 年 8 月・・・修正した大綱（第 2 案）を示し、さらに各委員の意見を伺う。

平成 28 年 12 月・・・市教育振興基本計画や市総合計画と整合性をとりつつ、各委員からの意見を反映した大綱（最終案）を示す。

平成 29 年 1 月・・・庁議や全員協議会で報告する。

※意見等があった場合は、必要に応じて修正。

月	市教育大綱	市教育振興基本計画	備考（市総合計画）
7	総合教育会議で第 1 案を提案（下旬）	教育委員会定例会で計画スケジュールを連絡 達成状況の把握（点検・評価）	※第 3 期教育振興基本計画（H30～H34）
8	総合教育会議で第 2 案を提案（下旬）		
9		教育委員会定例会で第 1 案を提案	
10			
11		教育委員会定例会で基本計画案を提案	
12	総合教育会議で大綱案を提案（下旬）		稲敷市総合計画素案
1	庁議・全協で報告	教育委員会定例会で決定（印刷へ）	答申
2			
3		公表・配付	

【稲敷市教育大綱（素案）】

別紙のとおり